

村営等住宅入居に関する確認事項

今回、村営等住宅入居申込にあたり、下記の事項について確認します。

- | | サイン・チェック |
|---|--------------------------------|
| 1.真狩村村営住宅管理条例、同規則を厳守します。 | <input type="checkbox"/> |
| 2.家賃の納付 | <input type="checkbox"/> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・毎月の家賃は、定められた方法で納入します。 ・3ヶ月以上または、10万円以上家賃が滞納となり明け渡し請求を受けた時は、速やかに指示に従います。(連帯保証人に通知も同様です。) | } |
| 3.入居状況 | <input type="checkbox"/> |
| 4.共益費 | <input type="checkbox"/> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・団地内の共益費(共用費、町内会費等)は負担に応じて協力します。 | |
| 5.ペットの飼育禁止 | <input type="checkbox"/> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・団地内では、犬、猫、鳥など全てのペットの飼育を禁止しています。 団地内では、ペットは飼育しません。 | |
| 6.入居後の書類提出 | <input type="checkbox"/> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・法並びに条例に定める収入申告は、毎年必ず行います。もし、その申告を怠り、家賃が高額になっても異議ありません。 | |
| 7.他の公共料金の納付 | <input type="checkbox"/> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・村営住宅は、多くの税金等によって管理運営されていることを理解し、他の公共料金(上下水道料金、保育料、給食費等)も家賃同様定められた納付日に納付します。 | |
| 8.退去時の現状回復義務 | <input type="checkbox"/> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・退去時は、ハウスクリーニングを行い、修理箇所の指示に従い修理します。 | |
| 9.周辺・地域との協調 | <input type="checkbox"/> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・団地内の居住者、集落、ご近所の人々との協調を図ります。 ・ごみの排出などルールを守り、環境美化に努めます。 ・団地の決め事は、会長、班長、若しくは団地の代表者等によく聞き、全てを守って、トラブルのないよう生活します。 ・協調が図れない、自己トラブルが発生した場合は、速やかな指示に従います。 | } |
| 10.暴力団の排除 | <input type="checkbox"/> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅における暴力団の排除の観点から、暴力団関係者は村営住宅等に入居できない趣旨を理解するとともに、入居申込者と同居者は暴力団員ではありません。また、入居後暴力団員であることが判明した場合、村営等住宅から退去します。 | |
| 11.その他 | <input type="checkbox"/> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・入居後は、村のあらゆる定めを守ります。もし、定めを反するような事象が生じた場合、退去勧告を受けてもかまいません。 ・村営住宅の管理上、地域の防災対策として集落自治のために最低限度の情報を把握する必要があります。よって入居後に、村が入居者の世帯主氏名を会長、班長、自治代表者にお知らせすることに同意します。 | |

以上、各項目を確認いたしました。

平成26年 月 日 入居申込者 氏名 Ⓔ

村営等住宅入居に関する確認事項

記入例

今回、村営等住宅入居申込にあたり、下記の事項について確認します。

- サイン・チェック
- | | | |
|--------------------------|--|---|
| 1.真狩村村営住宅管理条例、同規則を厳守します。 | | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 2.家賃の納付 | ・毎月の家賃は、定められた方法で納入します。
・3ヶ月以上または、10万円以上家賃が滞納となり
明け渡し請求を受けた時は、速やかに指示に従います。
(連帯保証人に通知も同様です。) | } <input checked="" type="checkbox"/> |
| 3.入居状況 | ・入居後、入居基準に合わない場合は退去します。 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 4.共益費 | ・団地内の共益費(共用費、町内会費等)は負担に応じて支払います。 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 5.ペットの飼育禁止 | ・団地内では、犬、猫、鳥など全てのペットの飼育を禁止しています。
団地内では、ペットは飼育しません。 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 6.入居後の書類提出 | ・法並びに条例に定める収入申告は、毎年必ず行います。もし、その申告を怠り、家賃が高額になっても異議ありません。 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 7.他の公共料金の納付 | ・村営住宅は、多くの税金等によって管理運営されていることを理解し、他の公共料金(上下水道料金、保育料、給食費等)も家賃同様定められた納付日に納付します。 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 8.退去時の現状回復義務 | ・退去時は、ハウスクリーニングを行い、修理箇所の指示に従い修理します。 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 9.周辺・地域との協調 | ・団地内の居住者、集落、ご近所の人々との協調を図ります。
・ごみの排出などルールを守り、環境美化に努めます。
・団地の決め事は、会長、班長、若しくは団地の代表者等によく聞き、全てを守って、トラブルのないよう生活します。
・協調が図れない、自己トラブルが発生した場合は、速やかな指示に従います。 | } .. <input checked="" type="checkbox"/> |
| 10.暴力団の排除 | ・公営住宅における暴力団の排除の観点から、暴力団関係者は村営住宅等に入居できない趣旨を理解するとともに、入居申込者と同居者は暴力団員ではありません。また、入居後暴力団員であることが判明した場合、村営等住宅から退去します。 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 11.その他 | ・入居後は、村のあらゆる定めを守ります。もし、定めに対するような事象が生じた場合、退去勧告を受けてもかまいません。
・村営住宅の管理上、地域の防災計画等の作成や集落自治の維持のため最低限度の情報を把握する必要があります。
よって入居後に、村が入居者の世帯主氏名を会長、班長、自治代表者にお知らせすることに同意します。 | <input checked="" type="checkbox"/> |

以上、各項目を確認いたしました。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

入居申込者

氏名

真狩 太郎



記入した日

※申込者には、コピーをお渡します。